

奈良県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び御所市産業建設部都市整備課において縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・五・九〇二号 北十三富田線	御所市大字富田、大字池之内、大字南十三、大字茅原、大字玉手及び大字北十三
大和都市計画道路 三・六・九〇一号 三室御所線	御所市及び御所市大字三室